渡

(金融庁)

O

職

が 現

発行日

現金を自宅に持ち帰ると

「 お

金を預か

2017年5月15日 第377号

言われた

枚方市立消費生活センタ・ 発行

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAXO72 (844) 2433

京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分

<相談受付>

**2** 072 (844) 2431

午前9:30~午後4:30 (土・日・祝日、年末年始除く)

# よると

相談が寄せられ

ま

府警〉から電話があり、

住所

や名前が洩

それがある」と言わ その直後に今度は

から電話があり、 「すぐお金を引き出

と危ない」 すぐまた 大 と言われた。 阪 府 から電

行名や預金残高を聞 銀行に行き、 5 0 か 0 万 円を引き出すよう 答えると 「至急、

銀 行 では警察官も見守っている」 等

アドバイス

1. 警察官や金融庁の職員が個人のお金を預かりに行くことはありません。

話が

あ

り

銀

最近、警察官や金融庁の担当者を名乗り、複数の人間が役割を分担して、早くお金を引き渡すよう **仕向ける、劇場型の「詐欺」の相談が寄せられています。** 

警察官等から「今からお金を取りに行かせるので渡すように」などと言われたら、電話をすぐに切りま しょう。

2.支払ってしまったお金は戻ってきません!不審に感じたらすぐに相談しましょう!

こうした電話は、預金の引き出しを急かし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。 払ってしまったお金が戻ってくることはないので、急いで金融機関やコンビニの ATM 等に行かせようとす るなど不審な電話があった場合は、すぐに対応せず、警察や消費生活センターへご相談ください。

困ったら ご相談を!

## 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

### 訴訟番号●●●●

( )

したことがなく、

身に覚えがな

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金 について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の 提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁 判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。このまま御 連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処 置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執 行官の立会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行 官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に 債権譲渡証明書を一通郵送させて頂きますので、ご了承下さい。民 事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受 け賜わっておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通 達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連 絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達と

裁判取り下げ最終期日 平成29年4月●日

困った時はご相談を!

消費生活センター

(枚方在住・在職・在学)

072-844-2431

9時30分~16時30分 (土・日・祝日、年末年始除く)

枚方市立

相談専用電話

民事訴訟 ■ ■センター

T102- A A A

東京都千代田区●●●●●●●●

消費者相談窓口 03-----

受付時間 9:00~20:00

総合消費料金未納分訴訟 というハガキが届いた。

多数 アド の に対し 事 例 イス は架空請求詐欺の ハガキを送り、

返し 名称が使われるケースが見られます。 取る手口です。 法律用語や脅し文句で不安をあおり、 連絡してきた消費者から金銭をだまし 公的機関だと勘違いさせる ŧ つとも 種 で、 らし 不特·

◎架空請求の特徴は

言葉が使われている。 最終通告」「民事訴訟」「訴状受理」

等

いない。 ②請求金額や債務の内容が明確 か れ

◎このような、内容のはっきりしない請求 ③至急連絡をするよう促す等です。 キは、架空請求と思われますので、

状の提出をされたことを通知

ま

などと書かれていた。

そん

な契

いて契約会社から民事訴訟とし

内容は「未納された総合料金に

らは絶対に連絡をしないで無視してくださ こちらか

ひらかた観光大使 「くらわんこ」

# 催し予告

# 消費生活セミナー

「電力・ガス小売全面自由化の基礎知識 ~知ってあなたも賢い消費者~」

日時:6月21日(水)午前10時30分~正午

場所:消費生活センター 研修室 対象:市内在住・在職・在学の方

定員 40名 (定員になり次第、受け付け終了)

講師:経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局

保育:1歳以上未就学児 《6月9日までに要予約》

手話:有り 《6月9日までに要予約》 申込み:6月1日(木)午前9時より、

電話・ファクスにて受付

詳しくは、広報ひらかた6月号・配布中のチラシをご確認ください。

「石けんキャンペーン &廃油回収(食用)予定\_

- ●6月20日(火) 北部支所玄関前
- ●7月18日(火) さだ生涯学習 市民センター

いずれも午前 10時 30分~正午

※家庭用食用廃油のみ回収 ※容器はお持ち帰りいただきます